

東邦大学教養紀要投稿規定

1. a. 執筆者は東邦大学一般教育の専任教員とその名誉教授とする。但し、一般教育担当非常勤講師で本学に2年度以上にわたり勤務している者にも執筆資格を認めることがある。
b. 1aに該当しない者でも、筆頭者が一般教育専任教員である連名論文の共著者となることができる。
2. 論文は未発表のものに限る。
3. a. 掲載される論文の著作権は、著者に帰属するものとする。
b. 著者は原則として、論文の著作権のうち複製権と公衆送信権について、その運用を東邦大学教養紀要編集委員会に委託する。
c. 3bに基づき、委託に同意が得られた論文は、東邦大学ないし関連諸機関を通じてインターネット上に公開される。
4. 発表希望者は7月末日までに論文の題名（仮称も可）を添えて紀要委員に申し出る。
5. 原稿締切は10月20日とする。遅れた場合は掲載されないことがある。
6. 別刷は30部を超える場合、自己負担（研究費・私費等）とする。
7. 原稿の書き方は次の要領による。
 - a. 論文の規模は和文の場合、400字詰の原稿用紙に換算して70枚程度（図・表・写真等も含む）を限度とする。これを超える場合は自己負担となることがある。また、図・表・写真等が多い場合は制限が加わることや自己負担となることがある。
 - b. 欧文の場合は、ダブルスペースでタイプしたA4用紙に換算して35枚程度（図・表・写真等も含む）を限度とする。制限についてはaに準ずる。
 - c. 図・表・写真等には一連の番号と説明をつけ、その挿入場所や大きさを明示する。
 - d. 抄録の添付は自由だが、添付する場合は英、独、仏文いずれかとする。
 - e. 表紙を付け、欧和両文にて題目と氏名を記入する。
 - f. 原稿は、TeX、PDF、MS-WORDなど、汎用性の高い電子形式で提出し、印刷されたコピー1部を添える。

2012年6月20日改正